

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条第1項の規程により、次のとおり避難施設を指定したので、公告する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

（「次のとおり」は、省略し、秋田県総務部総合防災課及び各秋田県地域振興局総務企画部に備え置いて縦覧に供する。）